

介護保険

和賀クリニック 院長
和賀 一雄 先生

2015年の日本人の平均寿命は男性80.2歳と80歳を超え（世界5位）、女性は86.6歳と堂々の世界1位です。しかし、介護を受けたり寝たきりになったりせずに自立した生活ができる健康寿命は、男性が71.1歳、女性が75.6歳。つまり最後の10年くらいは、他人の手助けがないと生活するのが困難となってしまうのです。この困難な期間をみんなで助け合おうということで始まったのが介護保険です。本年9月現在の太田市の人口は22万3540人。65歳以上人口5万4232人のうち8719人（16.1%）が要介護（支援）認定を受けています。

介護保険で何ができるのか？ できることは三つです。一つ目は自宅に訪問してもらう、介護施設に通いリハビリなど行う、施設に短期間泊まる、入所するなどの介護業者によるサービス。二つ目は、車いす、歩行器、床ずれ防止用具などの福祉用具のレンタル。三つ目は、腰掛便座、簡易浴槽など特定福祉用具の購入。これ以外の事はできません。なお介護サービスには1~2割の自己負担金がかかります。

自分も介護保険のサービスを使ってみたいと思ったら、まず、市役所の長寿あんしん課に行って相談後に申請となります。申請後は市役所の職員が自宅に訪問し、心身の状態についての聞き取り調査が行われます。また、現在の医学的状況について、かかりつけ医に主治医意見書を作成してもらいます。その後、介護保険審査会で審議後、要介護（支援）度が正式に認定されます。軽すぎると非該当。該当者は、程度に応じて7段階に認定されます。健康保険証のように名前や住所などから簡単に発行できるのとは異なり、介護認定には手間と経費がかかります。経費は市民の皆様の税金が使われます。ですから、すぐに利用予定がないのに該当年齢になったからとか、将来使うかもしれないからという方は、市役所でよく相談後に申請を考えてみてください。申請後、通常は1ヶ月で、急ぎの場合は早ければ申請当日からサービスの利用が開始できます。